

随意契約結果一覧表

| 課等名 | 契約の名称 | 契約年月日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 契約の相手方を選定した理由 | 摘要 | |
|-------|--------------|------------|----------------------------|------------|--|----|--|
| 森林整備課 | 立木売払 1901 | 令和4年8月8日 | 苫小牧市晴海町37番地 東胆振森づくり協同組合 | 3,410,000 | 道有林野に所在する市町村又は道有林野の産物の搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づく事業協同組合の育成強化を目的に売り払うものである。 地方自治方施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針 第3節（随意契約）関係 第1項（19） | | |
| | 立木売払 1001 | 令和4年10月18日 | 苫小牧市晴海町37番地 東胆振森づくり協同組合 | 12,100,000 | 道有林野に所在する市町村又は道有林野の産物の搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づく事業協同組合の育成強化を目的に売り払うものである。 地方自治方施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針 第3節（随意契約）関係 第1項（19） | | |
| | 立木売払 1203 | 令和5年3月8日 | 苫小牧市晴海町37番地 東胆振森づくり協同組合 | 13,200,000 | 地方自治方施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針 第3節（随意契約）関係 第1項（2） | | |
| | 立木売払 2101 | 令和5年3月8日 | 苫小牧市晴海町37番地 東胆振森づくり協同組合 | 3,740,000 | 地方自治方施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針 第3節（随意契約）関係 第1項（2） | | |
| | 立木売払 1401 | 令和5年3月9日 | 勇払郡むかわ町穂433番地 苫小牧広域森林組合 | 2,750,000 | 地方自治方施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針 第3節（随意契約）関係 第1項（2） | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |